最高裁秘書第５９４７号

令和２年１月７日

山中　理　司　様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙　橋　　　滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については，令和元年１２月２０日に答申（令和元年度（情）答申第１９号）をしたので，答申書の写しを送付します。

記

諮問番号　令和元年度（情）諮問第８号

（担当）秘書課文書開示第一係　電話０３（３２６４）８３３０（直通）

諮問日：令和元年７月５日（令和元年度（情）諮問第８号）

答申日：令和元年１２月２０日（令和元年度（情）答申第１９号）

件　名：水戸地方裁判所長の就任記者会見関係文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　申　書

第１　委員会の結論

水戸地方裁判所長の就任記者会見関係文書（例えば，記者会見実施要領，記者クラブ加盟社宛の連絡文書，幹事社の代表質問）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，水戸地方裁判所長が，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，水戸地方裁判所長が令和元年５月２９日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

平成３０年９月２１日に水戸地方裁判所長の就任記者会見が実施されていることから，本件開示申出文書は存在するといえる。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書のうち，内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって，その保存期間を１年以上とする必要のないものについては，通達上，司法行政文書の整理を行う必要がなく（平成２４年１２月６日付け最高裁秘書003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第４の１），当該文書については，短期保有文書として，事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する（平成２４年１２月６日付け最高裁秘書第003547号秘

書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）記第１１の１の(5)）ものとされている。

仮に，本件開示申出文書を作成又は取得していたとしても，水戸地方裁判所においては，所長就任記者会見関係文書は短期保有文書であって，就任記者会見の終了後は事務処理上必要がなくなることから廃棄されることになるとのことであり，念のため，探索を行ったが，本件開示申出文書は発見されなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①	令和元年７月５日	諮問の受理
②	同日	最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
③	同年１０月１８日	審議
④	同年１１月１５日	審議

第６　委員会の判断の理由

１　司法行政文書については，管理通達記第４の１の定めにより，職員は，司法行政文書の整理を行わなければならないが，内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって，その保存期間を１年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については，この限りでないとされている。そして，下級裁実施通達記第１１の１の(5)は，短期保有文書については，事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば，本件開示申出文書は水戸地方裁判所内を探索しても発見されなかったところ，仮に本件開示申出文書を作成し又は取得していたとしても，同裁判所においては本件開示申出文書を短期保有文書として取り扱っており，就任記者会見の終了後は事務処理上必要がなくなることから廃棄されることになるとのことである。本件開示申出文書の性質に加え，本件申出に係る就任記者会見は平成３０年９月２１日に実施され，本件開示の申出がその約７か月後である令和元年５月８日にされたことを踏まえて検

討すれば，このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，水戸地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，水戸地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2　以上のとおり，原判断については，水戸地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　久保　潔

委員　門口正人